

あぐい地域クラブ活動実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、阿久比町立阿久比中学校における部活動を地域クラブ活動へ移行し、生徒の将来にわたるスポーツ及び文化芸術活動の機会の確保並びに充実を図ることを目的とする。

(運営団体)

第2条 阿久比町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前条の目的を達成するために、地域クラブ活動の運営団体として「あぐい地域クラブ（以下「地域クラブ」という。）」を設置する。

(事務局)

第3条 地域クラブの事務局は、教育委員会社会教育課に置く。

2 事務局は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 参加者の地域クラブへの入会、退会等の手続き及び参加料等の徴収に関する事務
- (2) 地域クラブ活動の活動場所に関する事務
- (3) 地域クラブ活動指導者（以下「指導者」という。）の登録及び報償の支払い並びに研修の開催等に関する事務
- (4) 地域クラブ活動における申請、諸届、スケジュール共有、連絡及び出欠確認等に利用することができるシステム（以下「システム」という。）の管理に関する事務
- (5) その他地域クラブ活動に関する必要な事務

(種目の成立要件)

第4条 地域クラブ活動として実施する種目は、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合に実施する。

- (1) 参加者が5人以上いる場合
- (2) 指導者が1人以上いる場合
- (3) 次条に規定する活動時間等を概ね実施できる場合

(活動時間等)

第5条 地域クラブの活動時間等は、別表第1のとおりとする。

2 活動時間は、1週間当たり8時間を上限とする。ただし、大会等へ参加する場合は、この限りでない。

3 年末年始(1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで)は、活動を実施しない。

4 暴風警報、暴風雪警報及び特別警報発令時等、異常気象により生徒の安全確保に困難が予想される場合は、活動を実施しない。

5 前2項に定めるもののほか、教育委員会が活動することが適当でないとする場合は、活動を実施しない。

(活動場所)

第6条 地域クラブの活動場所は、阿久比中学校部活動と同じ場所とする。ただし、活動場所が確保できない場合は町内施設での活動もできるものとする。

(施設使用料)

第7条 地域クラブの活動に係る施設使用料は、阿久比町使用料の減免に関する規則(平成19年阿久比町規則第5号)第2条第1号の規定に基づき免除とする。

(参加者)

第8条 地域クラブの参加者は、阿久比町に在住する中学生とする。ただし、教育委員会が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(参加手続き等)

第9条 地域クラブへの参加を希望する生徒の保護者(以下「保護者」という。)は、システムにより、教育委員会へ申請するものとする。

2 教育委員会は、地域クラブ参加申請を受け付けた時は、システムにより、地域クラブへの参加について、承認又は不承認を通知する。

3 前項の規定により、参加を承認された保護者は、氏名、住所、メールアドレス及び緊急連絡先等に変更が生じたときは、速やかに、システムにより、教育委員会へ届け出るものとする。

4 地域クラブを休会、再開及び退会しようとする者は、システムにより、教育委員会へ届け出るものとする。

5 第1項、第3項及び前項に規定する手続きについて、システムにより難しい場合は、

次に掲げる書面をもってこれに代えることができる。

- (1) あぐい地域クラブ参加申請書（様式第1号）
 - (2) あぐい地域クラブ変更届（様式第2号）
 - (3) あぐい地域クラブ休会・再開・退会届（様式第3号）
- （参加料等）

第10条 地域クラブの参加料等は、別表第2のとおりとする。

- 2 教育委員会は、前項に規定する参加料等について、口座振替、クレジットカード決済、納付書支払い等の方法により、保護者から徴収する。
 - 3 口座振替に係る口座振替登録料については、当該保護者の負担とする。
- （参加料の免除）

第11条 阿久比町就学援助事務取扱要綱第5条に規定する就学援助認定を受けた者は、参加料の半額を免除する。

- 2 前項の規定による免除を受けようとする保護者は、第9条第1項に規定する申請の際にその旨を明示するとともに、就学援助認定を受けたことを証する書類を提示し、教育委員会の確認を受けなければならない。
- （参加料の返金）

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、参加者の保護者に対し、該当する月の参加料を返金するものとする。

- (1) 気象、災害等の理由により、月に1度も地域クラブ活動（種目）を実施しなかった場合であって、その月の参加料をすでに支払っているとき。
- (2) 参加者が月の初日から末日までの期間にわたって休会した場合であって、休会した月の参加料をすでに支払っているとき。
- (3) 参加者が退会した場合であって、退会した翌月以降の参加料をすでに支払っているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

（指導者）

第13条 指導者は、次に掲げる要件を満たした者で、教育委員会が、指導者としてふさわしいと認めた者を委嘱する。

- (1) 18歳以上（委嘱を受けた日の属する年度の4月1日時点）の者（高等学校又

はこれと同等の学校に在籍する者を除く。)であって、健康状態が優れ、かつ年間を通じ指導できる者

- (2) 人格識見が高く、社会的信望が厚く、地域クラブ活動に十分な理解を有している者
- (3) 地域クラブ活動に関する実技指導に堪能であり、かつ、安全指導ができる者
- (4) 地域クラブの管理及び運営方針を理解し、協力できる者
- (5) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の規定に該当する欠格条項に該当しない者
- (6) 教育委員会の指定する研修等に参加することができる者

2 指導者への報償の額は、別に予算で定める額とし、これを支払うものとする。

(指導者の職務)

第14条 指導内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 実技指導
- (2) 安全・スポーツ障害予防に関する指導
- (3) 大会及び練習試合等の引率
- (4) 用具及び施設の点検・管理
- (5) 年間・月間活動計画等の作成
- (6) 保護者等への連絡
- (7) 事故が発生した場合の対応
- (8) その他教育委員会が特に必要と認める事務

(指導者の任期)

第15条 指導者の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中で指導者を委嘱できるものとし、その場合の任期は、委嘱の日から次の3月31日までとする。

(指導者の解嘱)

第16条 教育委員会は、指導者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱することができる。

- (1) 指導者本人から退任の申し出があった場合
- (2) 心身の故障により、その指導が困難であると認められる場合

(3) 指導者として適正を欠くと認められる場合

(4) 指導者としてふさわしくない行為があったと認められる場合

(参加者の退会)

第17条 教育委員会は、参加者が本要綱又は関係法令等に違反するとき若しくは参加料等の支払いを怠る等地域クラブに参加することが不適当と認められる参加者について、地域クラブを退会させることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

活動日	1 日当たりの活動時間	活動回数
土曜日、日曜日及び国民の祝日	午前 8 時から午後 5 時までの 3 時間程度	1 月当たり 3 日以上
上記以外の日	中学校活動終了後から午後 7 時までの 1 時間程度	1 週間当たり 3 日以内

別表第 2（第 10 条関係）

項 目	金 額	納入時期	備 考
参 加 料	月額 2, 0 0 0 円	4 月、7 月、1 0 月、1 月に 3 か月分を納入する。	同一世帯で、2 人以上の生徒が地域クラブを利用している場合、その中で 2 人目の生徒の参加料は半額、3 人目以降の生徒の参加料は無償とする。
保 険 料	年額 8 0 0 円	4 月又は参加の時	
その他の経費	地域クラブ活動（種目）ごとに必要とする経費で、参加者の負担とすることが適当であると認められる経費		

備考 1 参加料について、月の途中で入会、休会、再開、退会した者のその月の参加料は、1 月分とする。

備考 2 納付された保険料は、年度の途中で休会又は退会した場合においても返金しない。

様式第 1 号（第 9 条関係）

あぐい地域クラブ参加申請書

年 月 日

阿久比町教育委員会 殿

申請者（保護者）

住 所

氏 名

あぐい地域クラブに参加したいので、下記のとおり申し込みます。

希望種目	
参加希望月	

参加者情報加入者情報

フリガナ	
生徒氏名	
生年月日	年 月 日
性別	
学校名・学年	

連絡先

メールアドレス	
フリガナ	
保護者氏名	
緊急連絡先① 電話番号（保護者）	
緊急連絡先② ①以外の方	（氏名 ）

その他

阿久比町就学援助認定の有無	
---------------	--

様式第2号（第9条関係）

あぐい地域クラブ変更届

年 月 日

阿久比町教育委員会 殿

申請者（保護者）

住 所

氏 名

下記の事項に変更がありますので届出します。

変更事項

メールアドレス	
フリガナ	
保護者氏名	
住所	
緊急連絡先① 電話番号（保護者）	
緊急連絡先② ①以外の方	(氏名)

その他

阿久比町就学援助認定の有無	
---------------	--

参加者情報

フリガナ	
生徒氏名	
生年月日	年 月 日
学校名・学年	

様式第3号（第9条関係）

あぐい地域クラブ休会・再開・退会届

年 月 日

阿久比町教育委員会 殿

申請者（保護者）

住 所

氏 名

あぐい地域クラブを、休会・再開・退会するので届出します。

適用月	年 月から（まで）
-----	-----------

参加者情報

フリガナ	
生徒氏名	
生年月日	年 月 日
学校名・学年	